

評議員選出に関する細則

- 第1条 評議員の任期は、2年とする。ただし、更新を妨げない。
- 第2条 評議員の選出は、本会定款によるほかはこの細則に従い、評議員選出委員会(以下選出委員会と略記)の審査によって行う。
- 第3条 新規に評議員になるため審査を受けようとするもの(以下評議員候補者と略記)は当該審査の行われる申請書類締切日において、細則 12 条の諸条件をすべて満たした上で、評議員 2 名の推薦を得なければならない。
- 第4条 評議員の総数は正会員数の 5%以内とし、評議員の 8 割以上は医師とする。選出後に欠員が生じても補充は行わない。
- 第5条 評議員は原則として 1 施設 1 名とする。なお医師は本会正会員数が 10 名を越える施設においては、概ね 10 名に 1 名の割で複数の評議員を有することができる。医師以外に関しては、1 施設あたり各職種 1 名を上限とする。
- 第6条 選出委員会は次の各項によって選出された評議員選出委員(以下選出委員と略記)をもって構成する。
- 1)理事長
 - 2)理事 4 名(選出委員会委員長を含む)。
 - 3)評議員たる委員 4 名。
 - 4)選出委員は審査前年中の理事会において選出し、理事長がこれを委嘱する。
 - 5)選出委員の任期は 2 年とする。再任は妨げないが、半数更新を原則とする。
 - 6)選出委員に欠員を生じた場合には、速やかにこれを補充するものとする。
 - 7)議事録は理事会のみに公開する。
- 第 7 条 評議員更新候補者も、上記の審査手続きに従うものとする。
- 第 8 条 理事長は、評議員の選出が行われる前年 10 月末日までに、次の各項の公示を学会の機関誌に掲載するものとする。
- 1)評議員候補者が提出する審査申請用紙の交付請求締切期日
 - 2)同上申請書の受理締切期日
- 第 9 条 評議員候補者は、受理締切期日までに別に定める様式の評議員候補者審査申請書を選出委員会に提出するものとする。
- 第 10 条 評議員新規候補者は以下の資格を有するものとする。
1. 集中治療の領域において指導的立場で活躍していること。
(専門医研修施設での指導者または指導者に準じる立場であること)
 2. 審査申請時に65歳未満であること。
 3. 審査申請時において正会員歴5年以上であること。

4. 医師は審査申請時において本学会の専門医であること。
5. 医師は審査申請時において10年以上の基礎医学または臨床業務経験者であること。
指導していく立場として、臨床実績と学術業績を有すること
臨床実績として、経歴に記載すること。
学術業績として、本学会学術集会での筆頭学会発表(2回以上/5年)かつ集中治療に関連した査読のある学術論文(5篇以上/10年、共著可)を記載すること。
6. 医師は原則として本学会認定施設において集中治療に従事していること。
7. 医師以外は別途、医師以外に係る資格要件*を有すること。ただし理事会が推薦する候補者は除外する。

第 11 条 評議員更新候補者は以下の資格を有するものとする。

1. 医師は原則として本学会認定施設において集中治療に従事していること。
2. 必ず評議員会に出席していること。
(原則として、委任状は可であるが、少なくとも 1 回は出席すること)
3. 評議員の期間中に、集中治療医学に貢献している実績を有していること。
 - 1) 学術業績として本学会学術集会での発表(2 回以上/2 年)(共同発表者、座長を含む) かつ 集中治療に関連した査読のある学術論文(1 篇以上/最近 4 年、共著可)
 - 2) 学会発表及び学術誌の査読に協力すること(依頼がなかった場合はこの限りでない)。

医師以外の評議員の新規・更新に関して

2022 年に新規および更新を希望する評議員候補者は、別途、医師以外に係る資格要件*を満たさなければならない。ただし更新を希望する評議員候補者にかぎり「医師以外に係る資格要件」2 に関して、評議員更新の申請までに本学会の診療ガイドラインに関与したもの、本学会主催のセミナー等の講師、テキストにおける原稿の執筆を行ったものは、移行措置としてそれぞれ発表および筆頭論文とみなす。ただし、免除されたものも 2024 年の更新審査を申し出る場合、資格要件*に該当しなければならない。

*医師以外に係る資格要件

1. 審査申請時において10年以上の臨床業務経験者であり、そのうち5年間は集中治療に関連した業務に従事していること。
2. 審査申請時に集中治療に関する査読付き筆頭論文が学術誌に掲載されていること。論文の種類は問わないが、プロシーディングは含まれない。また、和文の商業誌における解説等も含まれない。

第 12 条 評議員の選出に関して疑義を生じたときは、理事会の審議・決定に従うものとする。

第 13 条 この細則は理事会の議により改定することができる。

付 則 この細則は、2005 年 10 月 3 日から施行する。

この改定は、2007 年 4 月 25 日から施行する。

この改定は、2014 年 1 月 1 日から施行する。

この改定は、2017 年 12 月 15 日から施行する。

この改定は、2019 年 12 月 19 日から施行する。

この改定は、2020 年 3 月 5 日から施行する。

この改訂は 2020 年 月 日から施行する。